

件名	愛媛県職員退職手当条例等の一部を改正する条例
主管課	人事課職員厚生室
根拠法令等	地方独立行政法人法、地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 15 年 7 月 16 日公布、平成 16 年 4 月 1 日施行）

【改正の概要】

1 愛媛県職員退職手当条例の一部改正（第 1 条）

地方独立行政法人法が施行され、地方公共団体において地方独立行政法人の設立が可能となることに伴い、地方公共団体と地方独立行政法人との間で人事交流等が行われることが想定されるため、在職期間の通算等の措置を講じる。

特定地方独立行政法人の職員...職員以外の地方公務員、国家公務員と同様の扱いで、在職期間を通算することとする。

一般地方独立行政法人の職員...地方公社の職員と同じ扱いで、在職期間を通算することとする。

2 その他の条例の一部改正

(1) 改正条例

技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（第 2 条）

愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（第 3 条）

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（第 4 条）

職員の育児休業等に関する条例（第 5 条）

公益法人等への職員の派遣等に関する条例（第 6 条）

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第 7 条）

(2) 改正内容

地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による地方公営企業労働関係法の題名改正及び関係条例が引用している条項の移動等に伴う規定整備

地方公営企業労働関係法	地方公営企業等の労働関係に関する法律
第 3 条第 2 項	第 3 条第 4 号

施行日 平成 16 年 4 月 1 日

【その他参考事項】

1 定義

(1) **地方独立行政法人** 住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として地方公共団体が設立する法人

(2) **特定地方独立行政法人** 地方独立行政法人（大学の設置及び管理の業務を行うものを除く。）のうち、その業務の停滞が住民の生活、地域社会若しくは地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすため、又はその業務運営における中立性及び公正性を特に確保する必要があるため、その役員及び職員に地方公務員の身分を与える必要があるものとして地方公共団体が定款で定めるもの

(3) **一般地方独立行政法人** 特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人

2 役員及び職員の身分

特定地方独立行政法人の役職員は地方公務員の身分を有するが、一般地方独立行政法人の役職員は地方公務員の身分を有しない。

3 移行型地方独立行政法人（地方独立行政法人であって成立の日の前日において現に設立団体が行っている業務に相当する業務を当該地方独立行政法人の成立の日以後行うもの）の職員のうち、条例で定める業務を行うものは、別に辞令を発せられない限り、当該移行型地方独立行政法人の職員となる。移行型地方独立行政法人がこの者に退職手当を支給しようとするときは、設立団体の職員であった期間を移行型地方独立行政法人の在職期間とみなして取り扱うこととされている。